

司法修習生に対する給費制の復活を求める声明

1. 2013年5月30日、法曹養成制度検討会議が行われ、3119通寄せられたパブリックコメントの概要の取りまとめ及び座長試案が示された。法曹養成課程における経済的支援に関して寄せられたパブリックコメントは2421通に上り、その大多数が給費制復活を求める意見であったと報告がなされた。
しかし、座長試案では、あくまでも貸与制を前提としたうえで、①修習開始にあたり必要となる転居費用を支給する、②集合修習期間中、通所圏内に住居を有しない者について入寮できるようにする、③司法修習生の兼業許可を緩和する、の3点を示した。
2. そもそも、パブリックコメントは予め政省令等の案を公表して国民の意見を聞くために実施される。この趣旨は、任意の意見募集の場合にも尊重されるべきである。もともと給費制は「国民の理解を得られない」として廃止されたが、任意のパブリックコメントで寄せられた国民多数の意見は給費制復活を求めるものであった。にもかかわらず、座長試案では、大多数の意見を無視して貸与制を前提としているが、これは国民の声を無視し、行政手続法42条の趣旨に反し、パブリックコメント制度の意味を失わせるものである。
また、司法修習生は平日午前9時から午後5時までの修習時間のほか、午後5時以降や土日でも必要に応じて修習を行い、各種の学習会等に参加するのが通常である。そして司法修習に専念し、実をあげるため、修習生は原則として兼業が禁止され、その間の生活を保障するために、終戦直後の財政難の時代以来、給費制が採用されてきた。したがって、検討会議が検討すべき「修習専念義務を前提に、司法修習生の修習期間中の生活の基盤を確保し、修習の実効性を確保するための方策」としては給費制こそが妥当なものである。座長試案で示された兼業許可を緩和し、アルバイトが可能になったとしても、修習専念の妨げとなりかねないし、修習生の生活が保障されるはずもない。修習開始時の転居費用や入寮に関する試案については、一步前進とはいえるものの生活の保障からはかけ離れたものである。
3. このように、給費制復活を求める意見が多数寄せられたにもかかわらず貸与制を前提とする座長試案が示されたことは極めて遺憾である。複数の委員からも、異論がでたことが伝えられているが、当然であろう。
憲法が保障する人権や平和を守り発展させる重要な役割を担う法曹を、高度な技術と倫理観が備わるよう養成することは国の責任である。司法修習生に対する給費制の廃止は、こうした国の責任を放棄するものであり、ひいては司法を利用する国民の権利を軽視するものである。
法曹養成制度検討会議は、2013年8月頃までに最終とりまとめを行う予定であるが、自由法曹団は、法曹になろうとする者が、法曹の社会的責務を自覚しながら修習に励み、国民の人権と生活を守る法曹となるために十分に修習に専念することを保障するよう、検討会議がパブリックコメントに真摯に向き合い、給費制を復活する方向での取りまとめがなされることを強く求める。

2013年6月10日

自由法曹団

団長 篠原義仁